

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会

平成29年度事業計画書

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会の各事業運営

運営の理念・基本方針

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会は下記の基本理念及び基本方針を基に浅野社会復帰センターをはじめ各事業所の運営にあたっています。

《基本理念》

障がいがあっても一人の人間としての尊厳をもって住み慣れた地域で自立した生活ができるように、障がい者本人とその家族・地域の方々と協働して支援し続けます。また、地域の社会資源の一員として市民の方々の福祉の向上に努めます。

《基本方針》

- (1) 一人一人の個性や主体性を尊重し自己決定を基本とした支援を行う。
- (2) 障がい者が抱える問題をともに考え、解決を図る中で信頼関係を醸成し、自立意欲を育成する。
- (3) 家族や関係機関・地域住民との緊密な連携による総合的アプローチを行う。
- (4) 障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信する。
- (5) 可能な限り情報開示して、事業運営の透明性を確保する。
- (6) 専門職として自己研鑽に努める。

北九州市立浅野社会復帰センター(就労支援事業・就労継続支援B型事業)の運営

1. 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

平成 28 年 3 月に改正社会福祉法が成立し、公布されました。福祉サービスの在り方が日々変化する中、求められるサービスは複雑化、多様化しています。社会福祉法人は元来、福祉性・公共性が高いものですが、改めて社会福祉事業に係る福祉サービスの供給の中心的な役割を担うとともに、公益性の高い事業運営が求められています。

平成 29 年度はその主旨に立ち返り、引き続き、関係諸機関の協力を仰ぎながら、精神疾患や発達障がいについての啓発活動を行います。また、利用者の多様なニーズに対応することが出来るように就労継続支援 B 型事業を目的別に二つのコースに分けて運営します。

(1) 利用者の増加(利用率の向上)、利便性の向上等への取り組み

精神科病院、クリニック、特別支援学校等の関係機関と連携を図り、積極的に見学者を受け入れ、体験利用の機会を提供します。また、利用者からの意見・要望を事業内容に取り入れることで利用者満足度を高め、利用率の向上に努めます。

① 相談支援事業所及び区役所との連携

積極的に関係者協議を実施、相談支援事業所及び区役所と連携しながら、利用者支援を行います。また、相談支援事業所との連携を通じて、浅野社会復帰センターの実績、特性、利用対象者についての広報活動を行います。

② 特別支援学校、高等学校、大学への広報活動

特別支援学校、高等学校、大学等の学生支援室や就職課にパンフレット・広報誌の配布し、浅野社会復帰センターの実績、特性、利用対象者についての広報活動を行います。

③ 精神科病院等との交流

精神科病院のデイケア等で行われている就労を目指すグループと交流します。浅野社会復帰センターの見学会や交流会を企画し、地域の事業所の活動を体験する機会を提供します。

④ 開所日数の増加

土曜日に開所する機会を設け、訓練のみでなく利用者のニーズに沿った活動等の実施に充てることで、利用率の向上に努めます。

⑤ 定期的な利用者ミーティング

毎月 1 回、利用者が参加するミーティングを開催しています。ここでは浅野社会復帰センターの取り組みに対する意見や、要望等の聞き取りを行います。加えて、行事前などには適宜、ミーティングを行い、活動内容に利用者の意見を反映できるように取り組みます。また、意見として挙げられた検討課題についての進捗状況・結果を利用者に報告します。

また、利用者ミーティングの内容は文書にまとめ、ミーティングに参加できなかった利用者の方も確認できるようにします。

⑥ アンケートの実施

浅野社会復帰センターを利用された方へアンケートを実施し、寄せられたご意見については、実現に向けて検討し、利用者の利便性向上に努めます。

(2) 広報活動の取り組み

障害福祉サービスを必要としている方々に、社会資源の情報提供を行うとともに、当法人の取り組みについて周知を図ります。

① ホームページ

ホームページは毎月更新を行い、毎月発行している広報誌をホームページに掲載して閲覧者の利便性に供します。また、法人の運営状況や、当該年度の収支決算報告書、現況報告書ほか公表すべき書類をホームページに掲載し、事業運営の透明性確保に努めます。

浅野社会復帰センターを知ったきっかけに「ホームページ」を挙げる見学者・問い合わせ者が多いことから、目的とする情報の取得しやすさの向上、ブログ等による情報発信力の強化、問い合わせフォームのユーザビリティ向上を図り、ホームページのリニューアルを行います。リニューアル時期としては、平成 29 年度上半期を目標とします。

② 広報誌

広報誌を毎月 1,000 部程度発行し、市内のみならず県内・県外の福祉施設、行政、病院及び配布を希望する障がい者に配布します。また、より広い範囲・多くの方への情報提供及び効率的な情報発信のため、広報誌配布先・配布量を年 1 回見直します。

最新情報の共有及び連携強化のため、通院している利用者の多い病院、連携する機会の多い関係機関等を対象とし、広報誌の手渡しに努めます。

③ パンフレット

来所者や市内外の福祉施設、行政、病院その他関係機関などに配布し、広報活動に努めます。

法人の全体像の把握しやすさを優先した法人パンフレット、一事業所もしくは一事業を詳しく知ることのできる事業所パンフレットなど複数のパンフレットを作成することにより、対象者のニーズに応じた情報発信を行います。

④ 地域での広報活動

障害福祉サービスを必要としている方への情報提供の機会を増やすため、障がい者の当事者グループや家族会、一般の方を対象とした啓発イベントへ積極的に参加します。

⑤ 市民センターを通じた啓発活動

精神障がい者に対する地域社会の理解を深めるため、職員が市民センター等に赴き、障がいをお持ちの方のご家族、一般市民など幅広い方を対象にした講座を企画します。講座の企画に際しては必要に応じて、各関係機関、ピアサポーター等と連携し、市民のニーズにあった講座の実施に努めます。

(3) 家族支援の取り組み

① 就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業における将来的な一般就労を目標としたコース

一般就労及び就労後の充実した職業生活の継続に向け、本人支援に加えて家族を対象とした支援を実施します。家族支援としては、以下の役割を担います。その他、就労継続支援 B 型事業におけるゆっくりと自分にあった働き方を見つけるコースが主催する家族

教室やその他の地域の行事等についての情報提供も行います。

1)当事者家族の社会的孤立の防ぐ取り組み

本人が利用を始める際に、家族宛に事業趣旨及び家族支援についての案内を送付します。また、就労時には、職場定着支援についての案内送付及び家族教室への継続参加の呼びかけを行うなど、利用開始時から就労後まで関係の継続を行うことにより、家族にとっての相談先として機能し続けます。

年 3 回の家族教室、年 2 回の個別面談を行い、定期的に家族と職員が顔を合わせる機会をつくることにより、顔の見える関係づくりを行います。

また、家族教室(後述)にて参加家族のフリートークの時間を設けることにより、当事者家族特有の不安や葛藤を分かち合う機会を提供します。

2)就労に関する方向性の統一

年 2 回の個別面談により、本人の意向・浅野社会復帰センターでの取り組み状況、家族の意向・不安のすり合わせを行うことにより、本人の就労活動及び職業生活を支える環境づくりに努めます。

また、年 3 回の家族教室では、浅野社会復帰センターの活動内容の説明の他、OB との懇親会、就労支援に携わる専門家の講話など、本人の就労活動・職業生活を支える家族の役割について、イメージづくりや意見交換が出来る機会を提供します。

②就労継続支援 B 型事業におけるゆっくりと自分にあった働き方を見つけるコース

利用者が自分にあった働き方を見つけるために、本人に加えて家族を対象とした支援として、家族教室及び個別面談を行います。

1)利用者の自立へ向けた情報提供

家族から不安の声が挙がっている、障がい当事者の「自立」をテーマとした勉強会を家族教室として年 2 回実施します。外部講師や浅野社会復帰センターの嘱託医等様々な講師を招聘することで、医療・生活の両面から情報提供を行います。

2)利用者本人と家族を併せた、「家庭」に対する包括的支援の実施

家族が抱える悩み・不安を伺い、共有化と不安軽減を図る為、職員と家族による、個別面談を行います。面談を通じて得られる信頼関係をもとに、利用者支援の質の向上を図るとともに、利用者本人と家族を併せた、「家庭」に対する包括的支援を行います。

(4)特徴ある取組み・重点的な取組み等について

就労継続支援 B 型事業では、平成 27 年度より「就労へ向けた基礎訓練をする」ことに重点をおいて運営を行いました。しかし、必ずしも就労を目的としない(日中の居場所、生産活動)利用者が一定数いることから、平成 29 年度は幅広い利用者の方が利用できる様に、①将来的な一般就労を目標とするコース②ゆっくりと自分にあった働き方を見つけるコースに分けて運営を行います。

①就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業における将来的な一般就労を目標としたコース

利用者及び職員間で事業趣旨や支援内容についての情報の共有を行い、支援の趣旨を「訓練(就労準備)」「就職」「定着」に明確化します。

また、支援内容の体系化及び就労までのイメージを明確にするため、就労移行支援事業・就労継続支援 B 型事業ともに、訓練におけるテーマを「体力」「知識」「集中力」「コミュニケーション力」の 4 つに焦点化し、同一テーマのもと、各就労準備段階に応じた訓練プログラムの提供を行います。

同一プログラム内の連続性を図るため、各プログラムは原則として毎回参加とし、個別対応については訓練プログラム外の時間に行うこととします。そのため、全体のプログラムの時間を 15:00 までとし、15:00-16:00 の 1 時間を個別面談や個別学習にあてることとします。

重点目標

1. 訓練テーマ・スケジュールを明確化し、体系的なプログラム実施を行います。
2. 各訓練テーマについては、複数の段階を設けることにより、利用者各自の就労準備性の段階に応じた訓練を提供します。
3. 全体プログラム時間・個別対応時間を分けることにより、各全体プログラムの連続性を強化します。

②就労継続支援 B 型事業におけるゆっくりと自分にあった働き方を見つけるコース

平成 29 年度の取り組みとしては、利用者が意欲的に参加できる生産活動(軽作業)により就労体験の提供、外出するきっかけとなる場所の提供を行います。今までの訓練内容の見直しを行い、軽作業や施設外就労のほか、月 1 回以上の小グループ活動として、娯楽・余暇活動、園芸活動の時間を設けます。同じく毎月 1 回、利用者ミーティングを兼ねた茶話会の時間を設けます。

さらに体力づくり・健康増進を目的にウォーキングなどの軽スポーツ活動を行います。

毎日の生産活動の他、15:00-16:00 は利用者同士の親睦の場、コミュニケーションを学ぶ場として、フリータイム(自由時間)を設けます。

生産活動(軽作業)については、企業からの作業を受託し、適宜、作業工程・効率の見直し等を実施し、工賃の維持・向上に努めます。

プログラム活動や就労の機会(就労体験)、行事・イベントを通じて、利用者の方に生活リズムを整えながら、利用者一人ひとりに適したライフスタイルを見つけるための土台づくりとなる支援を心がけます。

重点目標

1. 利用者が意欲的に取り組める生産活動(軽作業)を実施します。
2. 利用者が過ごしやすい場所を提供します。

(5)一般就労への取り組み

ハローワークや障害者職業センター、しごとサポートセンター等と連携を図り、就職率向上に努めます。平成 29 年度は、就職者数 10 名を目標に取り組みます。

さらに、浅野社会復帰センターから一般就労を行った OB・OG の利用者を対象に、OB・OG 会を組織し、職場定着のための支援を行います。平成 29 年度は計 6 回の活動を計画し

ています。

また、職場定着支援内容を確実にするため、就労時に本人・家族を対象に、職場定着支援に関する案内を文書にて説明し、本人及び家族の理解と協力を得ます。

さらに、職場開拓・実習調整・職場訪問等に主に従事する職員を配置することにより、実習先の拡大・実習数の増加、OB 及び勤務先との関係をより一層強めます。

重点目標

1. 一般企業への就職者数 10 名を目標に取り組みます。
2. 一般就労を行った利用者に対し、年 6 回以上 OB・OG 会を実施します。
3. 職場定着支援内容を文書化し、本人・家族に提示します。

2. 利用者満足度の向上等の取り組み

利用者本位の支援という基本方針に則り、利用者と支援者が対等なパートナーとして共通の目標に向かう支援の形をつくるため、以下の取り組みを行います。

(1) 利用者の意見(要望)の把握、それらを反映する取り組み

① 定期的なミーティングの実施

利用者の要望や意見を積極的に取り入れるため、(選択コースごとに)毎月 1 回利用者ミーティングを行います。ミーティングは全員参加が原則ですが、実習や所用により参加が出来ない利用者への配慮として、ミーティングの 3 日前には議題を掲示します。また、参加が出来ない利用者からも書面によって意見の聴取を行います。実施したミーティングの内容について、記録の作成及び掲示板への掲示を行います。過去の記録については利用者休憩スペースにファイルを置き、いつでも閲覧できるようにします。

② 意見箱の設置

匿名性の保証、及び口頭での意思表示が困難な方への配慮として、施設内 2 カ所に「意見箱」を設置し、文書投函による意見(要望)表明を受け付けています。意見箱に投函された意見は毎月開封し、その月の利用者ミーティングにて内容を発表して浅野社会復帰センターの回答を告知します。利用者全体の意見を把握してから回答する必要がある意見については、ミーティングの場にて利用者の意見を聴取した上で、職員が改めて検討をします。

③ 利用者アンケートの実施

年 1 回全利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の現状及び各プログラムへの参加状況・意見・満足度・要望等を聴取し、平成 29 年度の総括及び平成 30 年度の事業計画に役立てます。アンケート内容については、利用者サービス向上委員会を中心に、平成 28 年度アンケートをベースとして、平成 29 年度重点的に行った取り組み、重要課題等を加味しながら、精査のうえ作成します。

重点目標

1. 毎月 1 回利用者ミーティングを行い、利用者の意見・要望を積極的に取り入れます。
2. 年 1 回アンケートを実施します。利用者満足度の数値目標を 85%とします。

3. 意見箱に寄せられた意見・要望やアンケート結果について検討し、利用者の希望に沿ったプログラムを導入します。

(2) 苦情等への対応

「浅野社会復帰センター福祉サービス苦情解決実施要綱」に基づき対応します。

また、職員の中から苦情受付担当者を指名し、苦情解決責任者が利用者の意向を確認しながら、必要に応じ苦情解決責任者や予め決められた第三者による解決を図ります。

さらに、場合によっては話し合いの中で苦情解決責任者において解決を図ります。

なお、これらの一連の体制については、常に利用者の目の届く場所に掲示します。

(3) 利用者や家族への必要な情報の提供

事業所の透明性を確保し、また、地域の社会資源としての責任を果たすため、以下の取り組みを行います。

①利用者への情報提供

毎日の作業前・作業後のミーティング時に必要な情報提供を行います。また、利用者ミーティングを使って必要な情報を提供するとともに意見の聴取を行います。

②家族への情報提供

家族への情報提供は家族教室を中心に行います。家族教室では障がい者雇用に関する情報提供の他に、障がいや病気についての学習機会の提供を行います。また個別面談により家族の要望の聴取、利用者の様子や状況についての意見交換を行い、今後の方針について話し合います。家族教室の対象者は、利用者の家族及びOB・OGの家族、さらに浅野社会復帰センターの利用を検討している家族まで拡大します。

③地域への情報発信

インターネットを活用したホームページにより情報の発信を行います。また、事業パンフレットや毎月発行する広報誌「あさのだより」を施設内(作業場、ひこうき雲)、市内外の福祉施設、行政、病院その他関係機関に設置し、地域の方への情報提供に役立てます。

重点目標

1. 月1回以上利用者ミーティングとグループディスカッションを行います。
2. 家族への情報提供、障がいの理解を深めるため、家族教室を年5回以上行います。
3. 利用者及びその家族が希望する生活を把握するため、定期的に家族と個別面談を実施します。
4. 家族教室の対象を、利用者の家族から、利用者の家族及びOB・OGの家族、浅野社会復帰センターの利用を検討している家族に拡大します。
5. 毎月1回広報誌を発行し、施設の情報を発信します。

(4) 利用者の社会参加や生きがいづくり等の取り組み

障がい者に対する社会の理解を深めて地域生活を送りやすい環境をつくるため、また利用者の地域生活をより充実したものにするために、利用者が地域社会の様々な方と交流で

きる機会を設けます。

①地域参加

地域行事への参加、住民との交流を通して障がいの理解を促進する一環として、毎月1回小倉駅周辺で行われる街美化活動及び年3回実施されているクリーンアップ大作戦(街美化活動拡大版)に職員・利用者ともに参加し、地域の美化運動を行います。

②行事の実施

余暇の充実、利用者同士または職員との交流を促進するため、バスハイクや季節行事などを行います。

③スポーツ活動の実施

心身の健康増進、利用者・職員間、他の事業所との交流を促進するため、スポーツ活動を行います。また、多くの利用者が参加しやすいように、ウォーキングなどの軽運動を企画し、体力づくりや健康増進を図ります。

重点目標

1. 街美化活動に毎月1回以上参加します。
2. 年2回以上、季節行事やバスハイクなどの活動を行います。
3. 障害者スポーツセンターへ定期利用申請をし、毎月2回以上スポーツ活動を行います。
4. 多くの利用者が参加しやすいようウォーキングなどの軽運動を実施し、利用者の健康維持、増進を図ります。

3. 経費の低減などの取り組み

運営に係る事業費は、利用者に対する福祉サービスの質を落とさず、光熱費や事務費を中心に経費の節減に努めます。リース・保険等の契約の見直しや業務の効率化を図ることで、削減できる経費や無駄がないか随時確認を行います。

(1) 事務費の節減への取り組み

法人内拠点間の通話料削減のために、通信回線契約の見直しを行います。これにより、毎月約1,500円の通信費削減が見込まれます。また、複合機及びカラー印刷機のコストパフォーマンスを分析し、安価な方法を見出して職員へ通知することで、コピー機の保守料及び印刷費を削減します。

(2) 光熱費等の節減への取り組み

事務所及び作業場は、昼休み・不在時は消灯、相談室・トイレ・給湯室・食堂等は、使用時のみ点灯し、常時は消灯します。冷暖房は定期的にフィルター清掃を行い、ブラインドや扇風機の使用により、負荷の軽減を図ります。各部屋で使用状況に応じた設備の運転、室温の調整・管理(適温設定)を徹底します。また効果的な衣類の着用(クールビズやウォームビズ)で、体感温度を調整する工夫を行い、電気使用量及び電気料金の低減を図ります。

さらに、職員の事務処理に関するマニュアルの導入により、処理方法の統一及び事務効率を上げることで、職員の時間外勤務を減らします。これにより人件費及び光熱費の削減に

繋がります。

(3)出張経費節減への取り組み

職員の長距離出張に際しては、パックツアーを利用します。急な出張を除き、早期予約することで旅費節減及び職員の事務効率化を図ります。

(4)車両費・旅費交通費節減への取り組み

施設近隣の出張は徒歩、または自転車を利用します。スケジュールボードを利用し、同じ方面へ出張する職員が複数の場合は公用車の乗り合わせを行い、経費節減に努めます。また自動車運転の際は、乗車前に点検を行い、時間にゆとりを持って行動することで、急発進・急ブレーキ等を控えた低燃費走行に努め、環境に配慮します。

(5)ごみの削減への取り組み

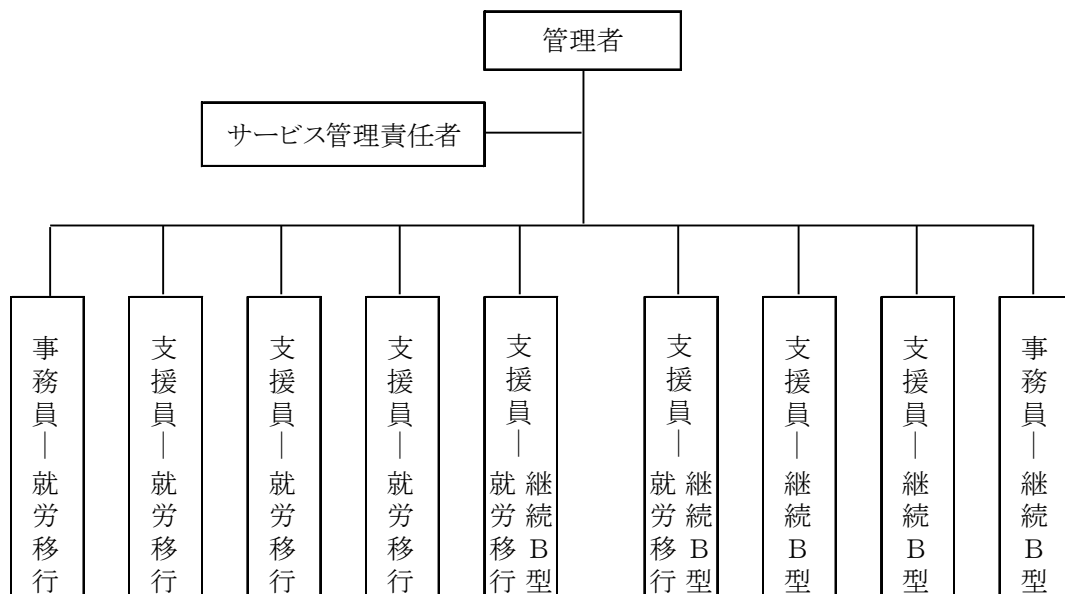
エコップーなどのコアレストイレットペーパーを使用し、消毒液やハンドソープは詰め替え容器を使用することで、ごみを削減します。パソコンやタブレットの普及に伴い、画面上で確認を行う等、不要な印刷を控えます。また不要なタオル等の回収を行い、清掃用具としてリユースします。

4. 管理運営体制

(1)組織体制

浅野社会復帰センターでは、就労移行支援事業(定員 15 名)及び就労継続支援 B 型事業(定員 20 名)を行っています。管理者1名、サービス管理責任者1名、就労移行支援事業に従事する支援員 4 名、就労継続支援 B 型に従事する支援員 3 名、事務員 2 名を配置していきます。

《施設の管理責任者、管理体制について》



(2) 人員配置計画

管理者(センター長)	1名
サービス管理責任者	1名(就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業兼務)
就労支援員	1名(就労移行支援事業担当)
職業指導員	2名 (就労移行支援事業担当うち1名は就労継続支援B型事業と兼務)
生活支援員	1名(就労移行支援事業担当)
職業指導員	2名 (就労継続支援B型事業担当うち1名は就労移行支援事業と兼務)
生活支援員	2名(就労継続支援B型事業担当)
事務員	2名(就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業)

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉専門職員を配置し、利用者の方に、より専門的な支援を提供しています。平成29年度も前年度以上の支援を行いたいと考えています。

(3) 職員の資質・能力向上等の取り組み(職員の資質・能力の向上に対する考え方)

福祉サービスは専門知識、技術が必要とされる対人援助サービスであり、職員一人ひとりの能力や資質がサービスの質にそのまま反映されます。今後、増々多様化、複雑化する福祉に対するニーズへの対応、質の高いサービスを実践していくためには、人材育成は欠かせないものです。人材を法人にとっての宝、人「財」として捉え、職員の育成、資質、能力向上を重視しており、職員に研修への積極的な参加を促すほか、研修委員会が職員研修開催後にアンケート調査を行い、ニーズの調査、把握をして、新たな法人内研修の企画や実施、「ビジネスマナー研修」等の福祉に関する研修以外の研修情報の提供を行っています。

《平成29年度の職員研修実施予定》

①階層別職員研修

1) 新任職員研修

- ・オリエンテーション
- ・法人の定款・規則の説明
- ・記録の付け方
- ・組織(人)について
- ・仕事と労働の違い
- ・仕事の効果的な進め方について
- ・マナーの基本
- ・職場のチームワーク「タングラム」
- ・職場のコミュニケーション
- ・職場の対人関係について
- ・フォローアップ研修

2)中堅職員研修

- ・チームリーダーキャリアアップ研修
- ・職場内指導者養成研修
- ・コーチング研修
- ・業務目標設定・管理・達成研修

②基礎研修

1)職場内研修

- ・人権研修
- ・接遇研修
- ・ストレスマネジメント研修
- ・個人情報保護研修
- ・虐待防止研修

③精神保健福祉センター主催研修

1)基礎研修

精神保健福祉分野の疾患、精神障がい者支援に関わる制度や施策など基礎知識を学びます。

2)課題別研修

精神保健福祉分野の専門知識を深めて支援技術の向上を図ります。

④対象事業別(専門)研修

職業リハビリテーション関係研修

1)全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク主催研修

i 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク研修会

全国の精神保健福祉事業関係団体との連携を深め、精神保健福祉の充実・促進を目指した調査研究や制度政策の動向などを学びます。

2)IPS 全国研修

就労支援、生活支援、医療支援の専門家とチームを組んで、精神障がい者の就労支援プログラムIPS(Individual Placement and Support:個別職業紹介とサポート)により、病院を中心とした支援ではなく、地域社会でつながりあいながら、精神障がい者を支えていく取り組みなどを学びます。

3)関係機関主催研修

障害者職業センター、障害者しごとサポートセンター、障害者基幹相談支援センター等が主催する研修会に参加して関係機関との連携を深め、精神障がい者支援に関わる制度や施策、障がいのある方が安心して地域生活を送るための取り組みなどを学びます。

その他

1)先進施設派遣研修(各年度1~2名・1名5日間のコース)

地域生活支援、就労支援において全国でも先進的な取り組みを行っている事業所において研修を行ってその取り組みを学び、業務に反映することを目的としています。

2) 各種課題別研修

全職員を対象としてテーマを決めて障がい者福祉に関する学習会を行って知識を深めることを目的としています。

3) 地域移行支援事業に関する講演会

相談支援事業の職員だけでなく、精神科病院の精神保健福祉士・看護師、地域の相談支援事業所の職員も対象としており、幅広く研修の参加を呼びかけます。

4) 指定管理者研修

指定管理業務が円滑かつ効果的に遂行できるように、指定管理業務に従事する職員が参加します。

(4) 地域交流、地域連携・貢献等の取り組み

地域の行事に積極的に参加していくとともに、広報誌の町内への回覧をお願いしています。平成 29 年度も地域との交流をより深めていきたいと考えています。

《地域の行事への参加》

①小倉祇園祭

太鼓などの備品を施設内の倉庫で管理するとともに、その他の助成を行うことで運営への協力を行います。

②街美化運動

毎月 1 回小倉駅周辺の街美化及びクリーンアップ大作戦(街美化活動拡大版)に職員や利用者とともに参加し、町内の美化運動の一翼を担っています。

③広報誌の配布

広報誌「あさのだより」を毎月 1 回発行するとともに、町内会長を通じて町内に回覧しています。

(5) 社会福祉実習生、ボランティア等の受け入れ

浅野社会復帰センターでは、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、看護師等になるための福祉・看護学生の実習の受け入れを行っています。また、高校生や大学生のボランティアの受け入れも行い、障がい者の理解を深めるための実践も行います。

平成 29 年度も引き続き実習生の受け入れ、ボランティア活動の提供を行っていきたいと考えています。

5. 平等利用、安全対策、危機管理体制等について

(1) 個人情報保護のための対策等

個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱います。

①遵守に対する職員への周知

職員に対しては、年 1 回の個人情報保護に関する研修会の参加を義務づけます。また、倫理綱領・職員行動規範で個人情報の取り扱い、漏洩に関して厳しく規制します。

②具体的な個人情報保護への対策

1) 個人情報の施設外持ち出しを禁止します。

- 2) 個人情報を記載した各種書類や個人情報の入ったパソコン・USBなどの電子媒体は必ず鍵のかかるキャビネット等に保管します。
- 3) その他個人情報についての外部等からの照会に対しては自分で判断をせずに上司の指示を仰ぐよう指導します。
- 4) 個人情報が漏洩した場合は速やかに上司の指示を仰ぎ自己のみで判断をしないように指導周知をします。

③その他の対応

- 1) 利用者の写真掲示や広報誌への掲載について、本人の同意なく第三者への開示、提供は行いません。
- 2) 施設見学者についても、事前に利用者の同意を得ます。また、見学者の来所前に利用者への情報周知を行います。
- 3) 施設利用契約書において取得した個人情報は制限列挙的に利用目的を記載し、その目的以外には使用しない事を明記します。

重点目標

1. 年に1回個人情報保護のさらなる強化のための研修を行います。

(2)人権尊重、身体拘束及び体罰等の防止

利用者の人権尊重を第一とし、身体拘束及び体罰等、人権侵害に当たる行為を一切行いません。

①人権尊重の取り組み

- 1) 法人の基本理念、基本方針や、職員倫理綱領及び職員行動規範を、施設内に掲示するとともに、職員会議など機会ある毎に学習します。
- 2) 毎年必ず職員研修において、外部講師等による人権研修を実施します。または、外部研修に参加した職員による伝達研修を行います。

②虐待防止研修

1) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月1日施行)において、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することをうたっており、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより権利利益の擁護に資することとされています。法は、国や地方公共団体、障がい者施設従事者等、また使用者に対しても虐待防止のための責務が課されています。当法人においても虐待を未然に防ぐため、さらに法の趣旨を具現化するため広報、啓発活動を行うとともに、職員への教育を行います。さらに理解を深めるために継続的な職員研修を行います。

- 2) 利用者に対する虐待防止を図るため、虐待防止委員会を年2回開催します。

重点目標

1. 年に1回職員研修において、外部講師等による人権研修を実施して職員の人権意識の向上を図ります。

2. 定期的に虐待防止委員会を開催し、利用者の虐待防止に努めます。
3. 年に1回研修委員会と虐待防止委員会合同で、職員を対象にした虐待防止に関する研修会を開催します。

(3) 日常の事故防止や安全対策等の取り組み ※衛生管理・感染症対策等含む

利用者の安全を確保し、被害を最小限に止めることを意識して、日常の事故防止や安全対策等の充実を図ります。

①危機管理体制について危機管理委員会を中心に危機管理体制の充実を図り、迅速な応急対応が図れるよう毎月担当者が建物の点検を実施し、危険と思われる箇所については迅速に修理・補修等を行い、必要に応じて市障害者支援課と協議し対処します。また、職員研修においても「ヒヤリハット」や安全対策マニュアルさらにはリスクマネジメントなども取り入れて実施します。

当法人の利用者は、常に医療的ケアが必要なため利用者の服薬等についても支援を行います。

重点目標

1. ヒヤリハット意見箱より事例を集めて、ヒヤリハット報告書を作成します。事例を元に職員で検討して安全対策を行います。
2. 季節性ウイルスの流行が懸念される場合には全利用者に症状や予防方法、対処方法を掲載したチラシを配布します。

(4) 日常の防犯、防災対策や、非常災害時の危機管理体制(対応)

利用者の安全を確保し、被害を最小限に止めることを意識して、日常の防犯、防災対策、非常災害時の危機管理体制の整備を図ります。

①事故発生時の対応

1)利用者対応

事故発生時には直ちに上司や関係職員に報告するとともに、職員による応急処置を実施し、事故にあった利用者を医療機関に搬送し治療を行う等、利用者の立場に立った、迅速かつ適切な対応を行います。

2)家族対応

利用者のご家族の方に対しては、事故発生後直ちに電話連絡等を行い、発生状況及びけがの状態を報告し理解を図ります。

3)防災対策

防火対策施設で、自衛消防隊を組織し、火災訓練や、地震対応訓練などを年3回実施しその内、1回は小倉北消防署の協力を得て実施します。

4)風水害対策

地震・津波又は風水害の発生を想定し、各1回ずつの避難訓練を実施します。利用者と共に避難経路を確認しながら、小倉中央市民センターまで移動します。

5)不審者対策

事件・事故対応マニュアルを各事業所に配布し、緊急の際にも落ち着いて対応が出

来るように対策の周知徹底を行います。

②非常災害時の危機管理体制

「職員緊急連絡網」を整備し、災害等の人員動員体制についても第1段階から第3段階まで状況に応じた動員を計画します。

利用者の生命・身体・財産の保護に努める他、施設の建物や設備などを保守する体制も整備します。

さらに、事故・災害発生時の第一報が確実に連絡できるように、事務室に障害者支援課をはじめ関係機関の連絡先を掲示し、常時、職員への周知徹底も図ります。

重点目標

1. 立地上、非常災害のなかでも洪水対策、地震・津波対策を強化するよう体制の整備をします。

相談支援事業の運営

相談支援事業所あさのでは、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、計画相談支援、障害児相談支援の事業を運営しています。

今後も主に精神に障がいのある方が地域で自分らしく暮らしていけるよう、総合的にサポートをしていきたいと考えています。

また、行政機関や関係機関から依頼される市民啓発活動についても積極的に行い、ピアサポーターの養成・活動については、委託事業として引き続き行っていきます。

1. 相談支援事業所あさのの運営(地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援)

指定一般・特定相談支援事業所として、利用者が希望する暮らしを実現できるよう共に考え、安心して地域生活を送るための支援を行っていきます。平成29年度は地域相談支援事業にピアサポーターの力を最大限に活かした支援を展開し、ピアサポーターの有効性を実証していきたいと思えます。

また継続して、教育機関や各関係機関との連携を通じ、障がいのある児童への相談支援を行い、ライフステージに合わせた計画を作成していきます。

2. 精神障害者の地域移行支援事業

(1) 障害者自立支援協議会への参加

精神に障がいのある方の地域移行支援、地域定着支援が円滑にできるよう地域関係者とのネットワークの構築を図るため、定例支援会議や委託相談支援事業所実務担当者会議に参加します。自立支援協議会の中で、相談援助技術の向上及びピアサポート活動の啓発に対して情報発信を行っていきます。

(2) ピアサポーターの養成・活動

平成22年よりピアサポーターを養成し病院との交流会や家族教室等で活動をしてきまし

た。今後も北九州市障害福祉団体連絡協議会と協力し、当事者の声をさらに発信できるよう啓発活動の充実を図ります。また、第4期北九州市障害福祉計画の新規事業の一つであるピアサポーターによる相談支援が充実されるよう、引き続き広報活動や質の向上を目指します。

(3) 北九州市精神保健医療福祉連絡会議の運営

北九州市における精神に障がいがある方が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に則して本人が充実した生活を送ることが出来るように関係機関の連携のもと、医療、福祉等の支援を行い、入院患者の減少及び地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進することを目的とした「北九州市精神保健医療福祉連絡会議」を開催します。

3. 精神障害等による長期入院患者の社会復帰事業

北九州市から受託された「精神障害による入院患者の社会復帰事業」は、職員を北九州市保健福祉局保護課に派遣し、実施します。

平成22年4月から、本庁及び各区福祉事務所保護課に「医療・介護扶助適正化係長」が配置され、職員は各保護課において担当係長とタイアップして事業を推進します。

長期入院患者名簿等により事業対象者を抽出し、対象者を担当するケースワーカー及び嘱託医と協議を行います。事業対象者を選定し、ケースワーカーとともに当該医療機関を訪問し、主治医ならびに入院患者本人と面談し、退院可能なケースと認められた者に関し、退院時期、退院後の住まい、ご本人の意向等を調査します。

また、事業対象者の台帳及び記録の整備、進行管理を行い、常に医療・介護扶助適正化係長に連絡・相談・報告を実施し、もって長期入院患者の社会復帰を支援します。

地域活動支援センター(ひこうき雲)の運営

1. 日中活動支援の場

浅野社会復帰センターの2階部分で展開されている、地域活動支援センターについては、閉じこもりがちな当事者の方々の日中活動の場として支援します。

(1) 創作活動や余暇活動、レクリエーション等を行い、利用者一人ひとりの自主性・積極性が活かされる場となるように支援します。プログラム活動を通して暮らしに役立つ情報や利用者同士の情報交換の場となるように支援します。

また、茶話会等での意見交換を通して自由に語りあい、コミュニケーションを学ぶ場を提供します。

(2) 地域で生活する当事者の方々が、好きな時に気軽に立ち寄れる「安心してくつろげる場」、「仲間作りの場」として、人との交流・憩いの場を提供します。年齢や障がいも様々な方が利用するにあたり、お互いの過ごし方をお互いが尊重し合い、障がい特性に配慮しながら

ら各自のペースで楽しく利用できる場所を目指します。

2. 地域交流と社会参加

福祉制度や福祉サービスに関する情報を提供しながら、精神障がい者の社会参加を支援します。

また、地域・社会奉仕として現在参加している小倉駅周辺の街美化活動のほかに、新たにミクニワールドスタジアム北九州周辺の清掃活動行い、地域・社会との繋がりを感じられる活動を取り入れます。

3. その他の取り組み

(1)「ピアサポートスペシャリスト」の体験を活かすことにより、当事者の方々がリカバリーしていく助けとなるよう努めます。

※「ピアサポートスペシャリスト」…病気になる前の経験や心の病の経験を活かし仕事としてピアサポート活動を行う人

(2)これらの活動を通して地域の社会資源としての認知度を高め、利用率のアップに努めます。

あさのホーム(共同生活援助事業)の運営

現在、定員 4 名のグループホームを運営し、家族と同居の生活から単身での生活を目指す方、医療機関や障害者支援施設から地域移行を目指す方に対し、地域生活を送る為に必要な援助を行っています。

入居者がグループホームを経由して、単身生活へと移行することを目標に入居者のニーズに沿った個別支援計画を作成し支援を行っています。

例えば世話人が利用者の部屋を訪問し、掃除や季節ごとの衣替えや整理の仕方のアドバイスや必要に応じて手伝いを行います。調理活動では、買い物や調理活動を通して一人暮らしに必要な生活の知識を身に付けるように支援します。

金銭管理や服薬管理については、必要に応じて管理の方法について一緒に考え、個別の対応を行います。

ホーム全体としては、今後も月に 1 回入居者全員ミーティングを継続し、ホームでの生活や食事に関して等の要望やニーズを把握し、可能な範囲で意見を取り入れていきます。また、少人数の中で自分の意見を発表する場の提供を行います。

週 3 回の夕食提供の時間では、少人数で家庭的な雰囲気の中で、栄養バランスについて考え、季節感を感じることができる食事を提供していきます。また、定期的に外出や調理活動等のレクリエーションを企画することで、外出の機会や余暇時間の過ごし方等の情報提供を行います。

今後も入居者の話に耳を傾けることを大切にして、心の揺れに対応できるよう、きめ細やかな支援を心がけていきます。また、医療関係者や障害福祉サービス提供事業者との連携を密にし、サービスの質の確保、向上を図っていきます。

精神障害者小規模作業所巡回指導事業の運営

「北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業実施要項」に基づき、北九州市より当法人が受託している事業を平成 29 年度も実施します。

小規模作業所(4 か所)、多機能型事業所(1 か所)、地域活動支援センター(6 か所)、就労継続支援 B 型事業所(3 か所)、就労継続支援 A 型事業所(1 か所)の計 15 か所の巡回を行います。その中で、小規模作業所が新事業形態への移行を検討されることもあり、運営側のニーズを聴き取り引き続き、巡回指導の中で適宜情報提供や助言を行います。

また、人数の確保、運営側職員の高齢化、相談支援事業所との連携等事業所の運営で課題となっていることを作業所職員と考えながらより良い事業所になるように支援を行います。事業所に通所される方が自立した生活を送ることができるように利用者の声に耳を傾け、求められているニーズを引き出し、そのための支援も作業所職員と共に考えます。今後も小規模作業所や地域活動支援センター等が精神障がい者にとって地域生活の定着の場として円滑に営まれるように継続して巡回、支援を行います。

社会福祉事業従事者等の研修事業の運営

社会福祉を取り巻く状況が大きく変化する中、社会福祉施設利用者の立場に立ち、より質の高いサービスを提供していくためには、高い専門性と豊かな人間性を備えた、資質の高い福祉人材の養成・確保、人材育成をとらして職員の定着支援が重要になっています。

平成 28 年度は講師派遣を中心としながら、テーマ別の研修として、ストレスマネジメントやチームワークといった時代のニーズに対応した研修を行い、また職場活性化支援においては施設顧問契約を結び、職員育成計画の策定や研修、職員のメンタル相談等を行っています。

さらに、法人内の新任職員研修や中堅職員の資質向上のための研修、社会福祉の中核を担う職員のスキルアップの研修、利用者の方へ生活能力や就労技能を身につけていただくための講座、精神障がい者の地域移行を進めるためのピアサポーターの資質向上のための講座にも力を入れてきました。

平成 29 年度は平成 28 年度の実績と反省を踏まえて、社会福祉事業に従事する職員に対し次の通り各種研修等を計画しています。また、顧客を広げるための活動も行います。

《平成 29 年度各種研修計画》

- 1 講師派遣
- 2 職場活性化への支援
- 3 リーダー養成、講師養成
- 4 人材育成に関するコンサルティング

- 5 人財育成計画策定の支援
- 6 ピアサポーター養成講座の研修
- 7 就労支援施設の利用者への講座のための講師派遣
- 8 小規模作業所の個別支援
- 9 その他社会福祉事業職員の資質向上のための講座

ジョブサポートセンター黒崎(就労移行支援事業)の運営

平成 29 年度のジョブサポートセンター黒崎(就労移行支援事業)は、「繋がろう、関わろう、楽しもう。」をテーマに支援を行います。当事業を利用される方は、人や社会、自身の特性と現状が「繋がっていない。」方、人や自分、社会に「関心が無い。」方、余暇、生活、社会や人との関わりを「楽しめていない。」方が多く見受けられます。その部分を支援することにより、利用者の方々がエンパワメントを高め、働くことで自己実現できるよう支援を行います。

1. 繋がる

グループワーク等のプログラムを、より親しみやすい内容にします。また、レクリエーションの要素を含んだプログラムを増やすことで、自然と他者とのコミュニケーションが生まれる環境を作ります。また、職場体験実習において、社会と「繋がる」、自己理解や興味にも「繋がる」よう、支援を行います。

2. 関わる

「繋がる」ことで、「関わる」頻度が増えます。他者や社会との関わりが増えることで、人や物事の多様性や自身の個別性に気づくことが出来ます。「セルフマネジメントに関する個別・グループワーク」や「レクリエーション・職場体験実習訓練」等実践的な「関わり」を通して、マナーや一般的な常識等の知識を身につけます。そしてよりよいコミュニケーションの方法を学ぶことで、社会性の向上を図ります。

3. 楽しむ

興味のあることに取り組む、みんなで笑う、作って楽しむ、何かを表現する等、何かを純粋に楽しむ機会の提供を行います。「スポーツ活動」、「グループ活動」、「創作活動」、「調理活動」、「個別・グループ研究」、「OB・OG 会」等の余暇活動を通して、「ストレスマネジメント」や「自己表現の方法」、「視野、世界を広げていくこと」を自然と学べるように支援を行います。

上記の 3 つは**就労継続**に欠かせない要素です。就職後も職場の方や友達、仲間と「繋がる」、「関わる」、「楽しむ」ことができるよう支援を行います。そのため、一体的に行う作業訓練を減少し、コミュニケーションや、レクリエーションに関するプログラムや個別・グループワークを増やして支援を行います。

4. リアルな体験

職場体験実習での働くという体験は、モチベーションの向上、自信に伴う能力向上、自己理

解の促進、マッチング等において、かなり効果の高い訓練になっています。

そのため、職場体験実習、グループ実習の種類、頻度の増加、といった目標は利用者の方のニーズに合わせた支援を提供するため継続して行います。

ジョブサポートセンター黒崎では、毎年 10 名弱の方が就職されています。多くの方が就労を継続されていることから、年を追うごとに定着に関する支援が増加しています。平成 28 年度と同様、就労準備訓練・就労・職場定着支援に関する専属のスタッフを配置して支援を行いますが、同時に、「繋がる」、「関わる」、「楽しむ」ことができるような、人財の育成を行うことで、就職率、就労継続率の向上を図ることも重要視しています。

ジョブサポートセンター八幡(就労支援・自立訓練(生活訓練)事業)の運営

平成 28 年度は自立訓練(生活訓練)事業の対象者を発達障がいの方に変更し、就労移行支援と自立訓練(生活訓練)事業が連携して発達障がいの方の生活支援・就労支援を行いました。平成 29 年度は以下の計画で活動を行います。

◆平成 29 年度のジョブサポートセンター八幡のテーマ:「利用者さんも職員もいきいきと働く」

利用者の方々が生活課題や就職に向けた課題を克服し、自信を持って活動していただけるよう支援します。発達障がいの特性に配慮し、最終的に一般企業でいきいきと働き続けることを目指します。

また、職員も自身の目標に向かって学び、充実した職業生活を送ることができるように活動します。

就労移行支援事業

就労移行支援事業では、1. 社会との関わりを増やす、2. 職場定着支援、3. 人財育成を事業の柱とします。

1. 社会との関わりを増やす

10 代・20 代の社会経験のない利用者の方が増え、他者との接し方や服装、生活状況に課題が見られることが多くなりました。

平成 29 年度は自立訓練事業と連携し、マナーに関するグループワークや公共の場への外出活動を行い、社会との関わりを増やし、社会性の向上を図ります。

また、訓練室に経済新聞を置くことで企業や経済の動きについて把握できるようにします。

2. 職場定着支援

平成 28 年度は就職者が 15 名を超える見込みであり、職場定着支援の充実がより一層求められます。平成 29 年度も職場定着支援担当の職員を中心に企業訪問を強化し、就職者対象の行事を定期的に行うことで、課題に対して早い段階で対応できるよう支援します。

3. 人財育成

職員がやりがいを持って働き、自身の能力を十分に発揮できるよう役割分担を行います。役割分担にあたっては各職員の業務量を明確にし、偏りが無いよう配分することで時間外勤務が発生しない体制を作ります。

また、研修や勉強の機会に積極的に参加し、学んだ内容を職員間で共有して職員全体で研鑽に努めます。

4. その他

(1) 職場体験実習、グループ実習

平成 28 年度はリアルな現場を提供することに力を入れた結果、職場体験実習は延べ 40 回を超え、グループ実習先も増やすことができました。平成 29 年度も積極的に職場体験実習やグループ実習を行います。

(2) 余暇活動

平成 29 年度もソフトバレー等のスポーツ活動を行い、体力強化を図ります。また、バーベキューや忘年会、レクリエーション等、楽しみながらコミュニケーションがとれる場の提供を行います。

自立訓練(生活訓練)事業

自立訓練(生活訓練)事業では、1. 社会との関わりを増やす、2. 自己理解、3. 人財育成を事業の柱とします。

1. 社会と関わる活動

自立訓練(生活訓練)事業の利用者の方の中には外出の機会がほとんどなく、社会性を課題とする方が多く登録されています。

就労移行支援事業と連携し、マナーに関するグループワークや公共の場への外出活動を行うことで、社会との関わりの機会を増やし、社会性の向上を図ります。

また、新聞や生活情報雑誌等を訓練室に置いて閲覧できるようにし、グループワークにも活用することで、社会や地域に興味を持つことができるよう促します。

2. 自己理解

就労準備性を高めるため、特性や得意・不得意の理解を促すようなグループワークを行います。

3. 人財育成

職員がやりがいを持って働き、自身の能力を十分に発揮できるよう役割分担を行います。役割分担にあたっては各職員の業務量を明確にし、偏りが無いよう配分することで時間外勤務が発生しない体制を作ります。

また、研修や勉強の機会に積極的に参加し、学んだ内容を職員間で共有して職員全体で

研鑽に努めます。

4. その他

(1) 余暇活動

「休日に何をしたらよいかわからない」という利用者の方に対し、市内の社会資源を知る活動として、観光施設への外出や、季節に応じた体験を行います。また、スポーツ活動を通じて体力強化を図ります。

(2) 訪問支援

自宅から出ることが難しく、事業所まで通所することができない方に対して訪問支援を行います。支援については、区役所や医療機関等の関係機関との連携を行い、利用者のニーズに合ったサービスへ繋げることを目標にします。